和歌山県勤労福祉会館

指定管理者　募集要項

令和６年８月

和　歌　山　県

和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項

1　指定管理者の募集について

和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理については、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、県民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 18 年度から、地方自治法第 244 条の２第３項の規定に基づき、指定管理者制度を導入している。

このたび、令和７年３月末で現行の指定期間が満了することから、令和７年４月から令和 12 年３月までの５年間の指定管理者を募集する。

指定管理者の指定の申請（以下「申請」という。）を希望する者（以下「申請者」という。）は、本募集要項に従って申請すること。

2　指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1)　施設名　和歌山県勤労福祉会館

(2)　施設の設置目的

和歌山県勤労福祉会館（以下「会館」という。）は、勤労者の福祉の増進と教養の向上を図るとともに、健全な労使関係の確立と労働組合の民主的な発展に寄与することを目的として設置された施設である。

(3)　所在地　和歌山県和歌山市北出島一丁目５番 47 号

(4)　施設規模等

ア　建設年月　昭和 59 年 12 月

イ　建築面積　781.20 ㎡

ウ　建築延床面積　3,204.76 ㎡

エ　建物の構造　鉄筋コンクリート造　陸屋根　地下１階付５階建
冷暖房設備有・エレベーター２基有

オ　駐車場　40 台駐車可能（障害者用２台）

カ　敷地面積　約 2,460 ㎡

(5)　施設の主な内容

１階　管理事務室（喫茶及び厨房部分を除く。）

２階　多目的室　136.28 ㎡
展示室　129.34 ㎡
特別室　53.22 ㎡
中会議室　69.47 ㎡

３階　第１会議室　48.72 ㎡
第２会議室　34.01 ㎡
第３会議室　34.01 ㎡
特別会議室(A)　104.31 ㎡
特別会議室(B)　44.75 ㎡
和室 20 帖　57.47 ㎡

４階　ホール(A)　196.92 ㎡
ホール(B)　196.92 ㎡

3　指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行う。

(1)　会館の運営に関する業務

(2)　会館の維持管理に関する業務

(3)　その他仕様書に記載する業務

4　指定管理者が行う管理の基準

(1)　開館時間

開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(2)　休館日

ア　休館日は、次のとおりとする。

(ｱ) 毎月第２月曜日及び第４月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）

(ｲ) 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日

イ　アにかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要と認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、会館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(3)　利用の許可

ア　会館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

イ　指定管理者は、正当な理由がない限り住民が会館を利用することを拒んではならず、住民が会館を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

ウ　指定管理者は、その利用が次のいずれかに該当するときは、利用の許可を与えないことができる。

(ｱ) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(ｲ) 会館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(ｳ) その他、会館の管理上支障があると認められるとき。

エ　指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(ｱ) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(ｲ) 利用者が和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和 59 年和歌山県条例第 37 号。以下「条例」という。）又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(ｳ) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(ｴ) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(ｵ) (ｱ)から(ｴ)までの場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。

(4)　会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

ア　利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

イ　利用料金の額は、条例別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知

事の承認の受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

(5)　利用料金の減免

ア　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、利用料金を減免することができる。

イ　障害者及び障害者団体が会館を利用する場合には、「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」（**仕様書（別紙４）**）に準じ、利用料金を減免すること。この場合、減免に対する県からの補填は行わない。

5　指定管理者が行う業務の範囲及びその要求水準

(1)　基本方針

指定管理者は、条例及び和歌山県勤労福祉会館管理規則（昭和 59 年和歌山県規則第 109 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、会館の設置目的（勤労者の福祉の増進と教養の向上を図るとともに、健全な労使関係の確立と労働組合の民主的な発展に寄与すること）の実現を図るべく業務を行うとともに、会館の利用促進、利用者に対するサービスの向上、管理運営に係る経費の縮減等に取り組むこと。

(2)　責任者の配置

指定管理者は、会館に責任者１名を置くこと。

(3)　人員体制

ア　会館は、４(2)の休館日を除き、４(1)のとおり午前９時から午後９時まで開館することから、ローテーション勤務等により(4)の各業務を適切に行うに足りる必要かつ十分な人員を配置すること。

イ　責任者の不在時等においても業務に支障が生じることがないよう、適切な対策を講じること。

ウ　会館の受付時間については、休館日を除き、最低限午前９時から午後５時まで確保することとし、当該時間帯は原則として常勤の従事者による対応が可能な体制をとること。

エ　管理業務従事者の労務管理については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働及び社会保険関連法令を遵守し、適正に実施すること。

(4)　会館の指定管理者として必ず行うべき業務（以下「指定管理業務」という。）

ア　施設の利用の許可に関する業務

施設の利用に係る申請の受付、利用の許可、取消等の業務を行うこと。

なお、指定管理者が、施設の利用等に関する規程、様式等を定めようとする場合は、事前協議の上、知事の承認を受ける必要があるので、留意すること。

イ　施設等（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務（以下「維持管理業務」という。）

施設、設備等の点検整備、修繕、清掃等について、**仕様書（別紙５）**に記載する各業務を行うこと。

ウ　施設の利用に関する業務（アを除く。以下、アと併せて「運営業務」という。）

(ｱ) 施設、設備及び物品の利用、会館の窓口対応等に関する業務を行うこと。

(ｲ) 利用料金の徴収、減免、還付等に関する業務を行うこと。

(5)　指定管理者の提案に基づいて実施できる業務（以下「自主事業」という。）

ア　指定管理者は、自主事業として、次の業務を実施することができる。

(ｱ) 勤労者の福祉の増進と教養の向上を図るとともに、健全な労使関係の確立と労働組合の民主的な発展に寄与する事業の実施

(ｲ) その他、施設の利用促進に関する事業の実施

イ　自主事業の実施に当たっては、次の点に留意すること。

(ｱ) 自主事業は、指定管理者の責任により行うものであること。

(ｲ) 自主事業として行う事業の性質が施設の目的外の利用とみられる場合は、別途、行政財産の使用許可を受ける必要があること。

(ｳ) 自主事業は、指定管理業務の実施を妨げない範囲内において行うことができること。

(6)　喫茶及び厨房部分の取扱い

県が行政財産の使用許可を行う喫茶及び厨房部分（179.51 ㎡）については、当該部分を活用して事業を行う者と連携協力して業務を行うこと。

なお、指定管理者は、県から行政財産の使用許可を受けて当該部分において事業を行う者から、共益費（その内訳は光熱水費、設備保守費等）として年間 921,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）の支払いを受けるものとし、その全額を各年度の指定管理業務に係る収入に計上すること。

6　指定の期間

令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（５年間）

ただし、県は、地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定に基づき、施設の管理の適正を期するために行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて３に定める業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

7　指定管理料

(1)　指定管理料の支払い

県は、指定管理者に対し、指定管理業務に必要な経費として、指定管理料を支払う。

なお、自主事業の実施に係る経費については、指定管理料の支払いの対象外とする。

(2)　指定管理料の上限額

指定期間中の各年度の指定管理料の上限額は、次のとおりとする。

年度	対象期間	指定管理料の上限額
令和７年度	令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで	20,895,000 円
令和８年度	令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで	20,895,000 円
令和９年度	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで	20,895,000 円
令和 10 年度	令和 10 年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで	20,895,000 円
令和 11 年度	令和 11 年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで	20,895,000 円
合計額		104,475,000 円

※いずれも消費税及び地方消費税（税率 10%）の額を含む。

(3)　指定管理料の算定及び提案

申請者は、各年度の指定管理料について、(2)の上限額の範囲内で、当該年度の収支予算における支出見込額から収入見込額を控除する方法により算定し、提出書類一覧**（別紙４）**にある和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に係る収支予算書**（様式４）**中の指定管理料欄に記載して提案すること。

なお、各年度の収支予算及び指定管理料の算定に当たっては、次の点に留意すること。

ア　指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年の３月 31 日まで）を基準とする。

イ　利用料金（会議室等及び駐車場分）は、収入見込額に計上すること。

ウ　５(6)に基づき喫茶及び厨房部分において事業を行う者から支払いを受ける共益費（年間 921,000 円）については、その全額を各年度の収入見込額に計上すること。

エ　自主事業に係る支出及び収入見込額は、維持運営管理に係る収支予算書（**様式４**）ではなく、自主事業に係る収支予算書（**様式５**）に計上すること。

オ　災害等の特別の事情がない限り、指定管理料の変更は行わない。

カ　指定管理料の提案額（５か年度の合計額）は、（**別紙５**）の和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定審査基準（以下「選定審査基準」という。）における審査項目（配点 10 点）となる。

(4)　指定管理料の支払いの時期及び方法

指定管理料の支払いの時期及び方法については、指定管理者の指定の後に県と指定管理者が協議の上で締結する協定において定めるものとする。

８　経理の方法

収支及びその明細を明らかにすることとし、指定管理業務と自主事業との経理を明確に区別すること。

なお、利用料金を含む指定管理者の収入から経費を差し引いた剰余金については、指定管理者が任意に処分することができる。

９　リスクの分担

指定期間内における金利変動、物価上昇、修繕その他のリスクについては、（**別紙１**）の負担区分を前提とし、それ以外のリスクに係る対応については、県と指定管理者の協議により定めるものとする。

10　危機管理及び安全性確保

(1)　指定管理者は、利用者等の安全を確保するため、災害、事故その他の緊急事態の発生時においても適切かつ円滑な対応ができるよう、緊急時の通報連絡体制の確立や対応方法を定めた危機管理に関するマニュアル（想定される危機事象に応じた、具体的でわかりやすいもの）を作成し、関係者間で共有するとともに、定期的に研修、訓練等を実施すること。また、県に対し、作成したマニュアルを提出するとともに、研修の実施状況（実施日時、参加者、内容等）を報告すること。

なお、申請に当たっては、危機管理体制及び利用者の安全確保に係る対策を事業計画書（**様式３**）に明記すること（詳細については、24 を参照）。

(2)　指定管理者は、災害、事故その他の緊急事態が発生したときは、現場において直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告すること。

11　保険への加入

指定管理者は、会館の利用に伴う事故等に対応するため、施設賠償責任保険に必ず加入すること。

また、指定管理業務の実施に当たり、他に必要な保険がある場合は、当該保険にも加

入すること。

なお、申請に当たっては、事業計画書（**様式３**）において、施設賠償責任保険に加入する旨を明記すること（詳細については、24 を参照）。

12　申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1)　指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、条例第１条に規定する会館の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2)　コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる構成員を選定すること。

(3)　コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4)　26(2)の現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる構成員が現地説明会に参加していること。

(5)　法人でない団体は、次の事項について定めた規約を有していること（コンソーシアムについても同様とする。）。

ア　代表者

イ　多数決による意思決定

ウ　構成員（構成員が変更してもなお当該団体が存続する旨の規定を含む。）

エ　構成員から独立した会計の存在

(6)　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書（インボイス）発行事業者として登録を受けた又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であること。

13　失格事項

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する団体は、失格とする。

なお、コンソーシアムによる申請の場合、(1)については、その代表となる構成員にのみ適用する。また、構成員のいずれかが（**別紙２**）の失格事項のいずれかに該当するコンソーシアムについては、(2)に該当するものとみなす。

(1)　申請日の時点において、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有しないもの。特に次の点に留意すること。

ア　事務所等とは、次の要件（以下「事務所要件」という。）を全て具備したものであること。

なお、(ｴ)から(ｷ)までについては、充足していない場合でも、真にやむを得ないと認められる場合は、申請資格を認めることができるものであること。

(ｱ) 帳簿等（契約書など）を整備して保存している。

(ｲ) 不適切な転送（恒常的に他の場所へ転送が行われるなど）を行っていない電話を有している。

(ｳ) 特定の目的のため臨時で置かれる事務所、作業所又は単なる事務連絡のためのものでない。

(ｴ) 机、椅子を設置している。

(ｵ) トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。

(ｶ) 事業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。

(ｷ) 事業（接客、契約等）を行うための備品を有している。

イ　アの要件は、申請日の時点で具備しなければならないこと。

ウ　登記簿謄本又は定款（寄附行為その他の相当するものを含む。）により県内に事務所等が所在することが確認できる場合を除き、次の手順により、事務所要件を確認すること。

なお、次の手順の全てを行っても事務所要件が確認できなかった場合は、申請資格がないものとみなし、失格とすること。

(ｱ) 事前連絡を行わず、職員２～３名で実地に事務所等を訪問し、事務所要件を確認する。

(ｲ) 不在等の理由により確認できなかった場合は、名刺等を置くなどして相手方に訪問したことがわかるようにした上で、日を改めてもう一度事前連絡を行わず事務所等を訪問し、事務所要件を確認する。

(ｳ) 事前連絡なく２回訪問しても事務所要件を確認できない場合は、事前に申請者と連絡をとって、事務所等を訪問し、事務所要件を確認する。

(2)　**（別紙２）**の失格事項のいずれかに該当するもの。

14　指定管理業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）

指定管理者は、指定管理業務の全部の再委託をしてはならない。

指定管理業務のうち、保守点検、清掃等に関する業務については、専門的な知識又は経験を必要とし、かつ、再委託をすることが管理運営上より効果的であると認められるときは、会館の運営の目的に反しない限りにおいて、あらかじめ知事の承認を受けて当該業務を適切に遂行するに足りる能力を有する者に再委託をすることができる。

再委託について知事の承認を受けようとするときは、再委託業務の名称及び内容、当該業務を再委託の対象とする理由、委託先、委託に係る予算額、委託予定期間、委託先選定方法及び当該方法によることとした理由等を記載した書類(委託予定業務一覧表等。自由様式）を県に提出し、再委託業務の内容等について確認を受けなければならない。再委託業務について変更を行おうとするときも同様とする。

また、指定管理者は、再委託をした業務が完了した後、知事に対しその実績を報告しなければならない。

なお、再委託先は、県内に事務所等を有する者であることを原則とし、かつ、**（別紙２）**で定める失格事項１から 14 までのいずれにも該当しないことを要する。

15　物品の所有権及び管理等

(1)　指定管理者が指定管理業務に必要な備品等を自ら調達した場合、その所有権等は原則として県に帰属する。

(2)　県は、指定管理者に対し、会館に配置している県所有の物品**（別紙３）**を無償で貸

与する。当該無償貸与の対象物品については、29(1)の基本協定に貸付物品一覧表を添付すること等により特定するものとする。

(3)　県所有の物品については、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）及び和歌山県物品管理等事務規程（昭和 39 年和歌山県訓令第 20 号）並びに関係例規に基づき、個々の物品に管理番号を付すなどして適切に管理すること。

(4)　指定管理者は、県が定める物品管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、その保管する物品を管理簿により整理すること。

管理簿記載の物品を更新又は廃棄しようとする場合は、事前に県と協議すること。

(5)　備品等の修繕等に要する費用の負担については、**（別紙１）**10 に定める区分によるものとする。物品の更新又は廃棄に要する費用の負担については、県と指定管理者の協議によりその負担者又は負担割合を定めるものとする。

(6)　指定期間の終了時の物品の引継ぎは、原則として、県、現行の指定管理者及び次期指定管理者の三者の立会いのもとで実施する。

16　法令等の遵守

(1)　業務の実施に当たっては、法令等を遵守すること。特に、次に掲げる法令等に留意すること。

ア　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

イ　条例及び規則

ウ　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働及び社会保険関連法令

エ　和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第２号。以下「情報公開条例」という。）

オ　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年和歌山県条例第 38 号）

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）及び和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）

キ　その他、施設の維持管理運営に関連する法令等

(2)　指定管理者は、県が指定管理業務の実施について行う指示に従うこと。

施設の管理の適正を期するために県が行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

17　人権の尊重及び人権研修の実施

指定管理者は、県の施設の管理者として、和歌山県人権施策基本方針（平成 16 年８月策定）に基づき、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行すること。

また、少なくとも年に一度、会館の管理運営に従事する者全員を対象とした人権研修を必ず実施し、当該研修の実施状況（実施日時、参加者、内容等）を県に報告すること。

なお、申請に当たっては、事業計画書**（様式３）**において、人権研修その他の研修の実施計画を明記すること（詳細については、24 を参照）。

18　個人情報の保護

指定管理者は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の取扱いについては、**仕様書（別紙７）**の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

なお、申請に当たっては、事業計画書**（様式３）**において、個人情報の取扱いについての考え方及び対応方針を明記すること（詳細については、24 を参照）。

19　施設の特性に応じた指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））の設定

会館の指定管理業務に係る重要業績評価指標（ＫＰＩ）は、各年度の利用料金収入額及び会議室等の稼働率（利用コマ数を開館日の総コマ数で除して得た数値をいう。以下同じ。）とする。

申請に当たっては、事業計画書**（様式３）**において、各年度の利用料金収入額及び稼働率に係る達成目標値を提案すること（詳細については、24 を参照）。

なお、当該目標値の達成状況や未達成の場合の改善策等については、県で毎年実施している指定管理者制度導入施設の管理運営状況の点検・評価（モニタリング）の対象とし、県ホームページにおいて公表するものとする。

20　サービスの向上及び管理運営経費の縮減

会館の指定管理者は､利用者の利便性の向上などサービスの向上に取り組むと同時に、管理運営経費の縮減にも努めなければならない。

申請に当たっては、事業計画書**（様式３）**において、サービスの向上及び管理運営経費の縮減に向けた具体的な方策について記載すること（詳細については、24 を参照）。

21　業務の引継ぎ

(1)　現行の指定管理者からの引継ぎ

ア　指定期間の始期から円滑に指定管理業務を実施できるよう、一定の期間を設け、現行の指定管理者との間で事務の引継ぎを行う。引き継ぐ業務の内容によっては、指定期間の開始と同時に契約の締結等が必要となる場合があるので、留意すること。

イ　令和７年３月 31 日以前に利用の申請があり､既に利用の許可を行っている会館貸出業務（年間利用計画を含む。）及び同日以前に実施が決定している事業等については、原則としてそのまま引き継ぐこと。

ウ　現行の指定管理者が令和７年３月 31 日以前に受け付けた会館の利用に係る予約については、予約時と同一の条件又はより有利な条件での利用を保証すること。

エ　引継ぎに要する費用は、令和７年度から新たに指定管理業務を行う指定管理者の負担とする。

(2)　次期指定管理者への引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消し等に伴い､次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎの実施に協力するとともに､指定管理業務の実施に必要となる文書、データ等を遅滞なく提供すること。

22　選定審査基準

選定審査基準を構成する審査項目及び個別点並びに最低基準点は、**（別紙５）**のとおりとする。

なお、コンソーシアムによる申請に係る選定審査基準５の①から③までの適用については、コンソーシアムの全ての構成員が所定の評価点を満たした場合に、当該コンソーシアムに所定の点数を加点する。

23　申請に必要な書類

(1)　申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、各書類における記載事項等については、提出書類一覧**（別紙４）**を参照すること。

ア　指定管理者指定申請書（様式１－１）（コンソーシアムによる申請の場合は「コンソーシアム構成員表（様式１－２）」も併せて提出すること。）

イ　失格条項に該当しない旨の宣誓書（様式２）

ウ　和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に関する事業計画書及び収支予算書（様式３－１（単独用）、様式３－２（コンソーシアム用）、様式３－３（人員配置計画書）、様式３－４（稼働率達成目標値提案書）、様式４（維持運営管理に係る収支予算書）、様式５（自主事業に係る収支予算書）、様式４及び様式５の積算内訳（様式自由）、様式６（施設利用料金設定表）及び選定審査基準（別紙５）のチェック表（別添１））

エ　団体の概要を記載した書類

オ　役員の名簿及び履歴を記載した書類

カ　団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類

キ　就業規則、労使協定書並びに労働保険及び社会保険への加入状況を記載した書類

ク　団体の事業計画書及び収支予算書

ケ　定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

コ　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　都道府県税に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の証明書

シ　提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式７）

ス　和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定審査基準**（別紙５）**の審査基準５の②に該当がある場合は次の書類

なお、提出は、(ｱ)・(ｲ)又は(ｱ)・(ｳ)・(ｴ)とし、前者によることができる場合は後者の提出をすることはできない。

(ｱ) 障害者雇用状況調書（様式８）

(ｲ) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「障害者雇用促進法施行規則」という。）第８条に規定する障害者雇用状況報告書の写し

(ｳ) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号）第９条第１項に規定する雇用保険被保険者資格取得確認通知書（当該常時雇用する労働者である障害者にかか

るもの）の写し

(ｴ) 当該常時雇用する労働者である障害者が交付を受けた身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年９月27日厚生省発児第156条厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（相当する手帳を含む。）、障害者雇用促進法施行規則第１条の２に規定する知的障害者判定機関が発行した判定書、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書（疾患名が統合失調症、双極性障害（そううつ病）、うつ病又はてんかんである場合に限る。）の写し

セ　和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定審査基準**（別紙５）**の審査基準５の③に該当がある場合は次の書類

(ｱ) 障害者就労施設等からの物品等調達状況調書（様式９）

(ｲ) 領収証その他の支払日、支払先である障害者就労施設等の名称及び支払金額がわかる書類の写し

(2)　提出書類に関する留意事項

ア　(1)ウからクまで並びにス及びセについては正本１部、副本８部を、(1)ア及びイ並びにケからシまでについては正本１部、副本１部をそれぞれ提出すること。

イ　コンソーシアムによる申請の場合は、(1)イ及びエからセまでについて、構成員ごとに提出すること。

ウ　事業計画書等の提出書類の著作権は、各申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者候補者の選定結果の公表等のために必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

エ　提出された書類は、理由を問わず返却しない。

オ　県が必要と認める場合は、その求めに応じ、追加資料を提出すること。

(3)　申請者が上記書類を提出した後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(4)　提出された書類は、情報公開条例に基づく公文書の開示の対象となる。

24　事業計画書の作成

(1)　23(1)ウの事業計画書**（様式３）**の作成に当たっては、以下の項目を基本要素とすること。

ア　県民の平等な利用の確保

イ　勤労者の福祉の増進と教養の向上及び健全な労使関係の確立と労働組合の民主的な発展への寄与

ウ　会館の効用の最大限発揮

エ　会館の稼働率の増加

オ　サービスの向上

カ　管理運営経費の縮減

キ　施設の適切な維持管理保全

ク　管理を安定して行う能力

ケ　適正な労務管理の実施

コ　会館利用者の安全性確保及び危機管理

サ　施設賠償責任保険への加入

シ　人権研修の実施

ス　個人情報の保護

セ　関連法令の遵守

(2)　事業計画書（**様式３**）は、(1)の各基本要素を踏まえ、以下の事項について具体的に記載すること。

ア　基本方針

(ｱ) 総合的な基本方針と達成目標

(ｲ) 指定管理者の各業務に対する基本方針

a　施設維持管理業務

b　運営業務

c　指定管理者が行う自主事業

(ｳ) 収入確保、コスト削減等の経営方針

イ　維持運営管理計画

(ｱ) 各年度（令和７年度～令和 11 年度）における具体的な維持運営管理の内容

a　施設維持管理業務

b　運営業務

c　指定管理者が行う自主事業

(ｲ) 業務の一部について再委託を予定している場合は、再委託の方針（再委託の項目、再委託先の選定方法、予定金額等）

(ｳ) 個人情報の取扱いについての考え方及び対応方針

(ｴ) 情報公開についての考え方

ウ　実施体制

(ｱ) 組織図（運営を行う上で適切な人員配置を考慮すること。）

(ｲ) 組織図に記載された従事者全員の雇用形態、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、必要な職能（資格、技能等）等

(ｳ) 人材育成方針及び従事者の研修計画

(ｴ) 危機管理体制

エ　施設の特性に応じた指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

(ｱ) 各年度の利用料金収入額及び稼働率に係る達成目標値（稼働率については、稼働率達成目標値提案書（**様式３－４**）により算定し、提案すること。）

(ｲ) (ｱ)の目標数値を達成するための方策

オ　サービスの向上及び管理運営経費の縮減に向けた具体的な取組の方策

カ　その他

上記の他にも提案したい事項がある場合は、併せて記載すること。

(3)　事業計画書（**様式３－１（単独用）、様式３－２（コンソーシアム用）**）に添付する(2)の各項目に係る資料等については、自由様式とする。（ただし、Ａ４縦、横書きとする。）

25　収支予算書の作成

(1)　23(1)ウの収支予算書の作成に当たっては、指定管理業務及び自主事業のそれぞれについて、令和７年度から令和 11 年度までの各年度における収支予算を、主な収入及び支出項目に区分して提示すること。**（様式４及び５）**

また、収支予算の積算内訳についても示すこと。（様式自由）

(2)　会議室等及び駐車場の利用料金の設定額並びに利用料金の設定に当たっての基本的な考え方を示すこと。**（様式６）**

26　申請の方法及び受付期間

(1)　募集要項及び仕様書の配付

ア　配付期間

令和６年８月２日（金）から同月 20 日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

イ　配付場所

和歌山市小松原通一丁目１番地

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（県庁本館２階）

電　話　073-441-2790（直通）

ＦＡＸ　073-422-5004

メールアドレス　e0606001@pref.wakayama.lg.jp

(2)　現地説明会の開催

ア　日　時

令和６年８月 26 日（月）午後２時から

イ　場　所

和歌山県勤労福祉会館（和歌山市北出島一丁目５番 47 号）　３階　会議室

ウ　内　容

(ｱ) 募集要項及び仕様書による説明

(ｲ) 会館の施設の見学

エ　参加申込み

現地説明会への参加を希望する場合は、参加申込書**（様式 10）**に必要事項を記入の上、令和６年８月２日（金）から同月 20 日（火）（午後５時必着）までの県の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に、郵送、ファクシミリ又は電子メールで労働政策課（郵送又は送信先は、(1)イに同じ）まで提出すること。

参加申込書を提出した場合は、不着等を防ぐため、必ず事前又は事後に電話での確認を行うこと。

なお、現地説明会への参加申込書を上記の期限までに提出しない場合は、現地説明会に参加することができない。また、現地説明会に参加しない場合は、指定管理者の指定の申請をすることができないので、留意すること。

オ　留意事項

(ｱ) 現地説明会の当日は、募集要項及び仕様書を持参すること。

(ｲ) 参加者が多数の場合は、現地説明会の日時、会場等を変更することがある。

(ｳ) 現地説明会への参加者は、１団体につき２名以内とする。

(3)　申請書の受付

指定管理者指定申請書に所要の事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間中に持参又は郵送すること。ファクシミリ、電子メール等による申請書の受付は行わない。

ア　受付期間

令和６年９月 19 日（木）から令和６年 10 月８日（火）までの県の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

なお、郵送の場合は書留とし、令和６年 10 月８日（火）午後５時必着とする。

イ　受付場所

労働政策課（(1)イの募集要項配付場所に同じ）

(4)　申請に要する費用

全て申請者の負担とする。

27　申請に係る質問及び当該質問に対する回答の方法

(1)　受付期間

令和６年８月 27 日（火）から令和６年９月 11 日（水）までの県の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(2)　提出方法

質問がある場合は、募集に関する質問票**（様式 11）**に質問事項を記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより労働政策課（郵送又は送信先は、26(1)イに同じ）に提出すること。

質問の不着等を防ぐため、必ず事前又は事後に電話での確認を行うこと。

電子メールによる提出の場合は、タイトル（件名）を「指定管理者　質問」とすること。

なお、来訪による口頭での質問及び電話による質問は受け付けない。

(3)　回答

寄せられた質問及びそれに対する回答（簡易な質問等を除く。）については、労働政策課のホームページ（掲載ページについては下記参照）に掲載する。

なお、申請書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から受け付けない。

（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/index.html）

回答掲載予定日　令和６年９月 18 日（水）

※質問の多寡、内容等によっては、回答日が前後することがある。

28　指定管理者の選定に係る予定

時　　期		事　　項
令和６年	8 月 2 日(金)～8 月 20 日(火)	募集要項・現地説明会参加申込書の配付期間
	8 月 2 日(金)～8 月 20 日(火)	現地説明会の参加申込みの受付期間
	8 月 26 日（月）	現地説明会
	8 月 27 日(火)～9 月 11 日(水)	質問の受付期間
	9 月 18 日（水）	質問回答予定日
	9 月 19 日(木)～10 月 8 日(火)	申請書の受付期間
	10 月中旬～下旬頃	選定委員会開催（プレゼンテーション実施）
	11 月上旬頃	指定管理者候補者の選定（審査結果の通知）
	12 月	県議会に選定承認に係る議案を提出（予定）
令和７年	1 月頃	指定管理者の指定（予定）
	2～3 月頃	協定の締結（予定）
	4 月 1 日	次期指定管理者による管理開始

※都合により予定を変更する場合がある。

29　指定管理者の指定以後の手続

(1)　協定の締結

業務内容、管理の基準等について、県と指定管理者との間で協議を実施した後、基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取決めを行う必要がある事項については、別途、年度協定を締結する。

(2)　引継ぎ

21 記載のとおり。

(3)　その他

ア　指定管理者が正当な理由なく協定の締結に応じないときは、その指定を取り消すことがある。

イ　指定管理者が、協定の締結までに次のいずれかに該当することとなったときは、その指定を取り消す。

(ｱ) 指定管理者が 13 に定める失格事項に該当したとき。

(ｲ) 指定管理者の財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が困難となるおそれがあると認められるとき。

(ｳ) 社会的信用の失墜等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

30　問合せ先

和歌山市小松原通一丁目１番地
和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課
電　話　073-441-2790（直通）
ＦＡＸ　073-422-5004
メールアドレス　e0606001@pref.wakayama.lg.jp

（別紙１）

リスク分担

番号	種類	内容	負担者		
			県	指定管理者	
				全部	限度額付
1	物価変動	物価上昇又は下落		○	
2	資金調達	資金調達不能による管理運営の中断		○	
		金利の上昇等による資金調達費用の増加		○	
3	法令等変更	施設の運営管理にかかる法令等の制定又は改廃	協議		
4	税制変更	消費税（地方消費税含む。）率の変更	○		
		上記以外		○	
5	許認可等	県が取得すべき許認可が取得又は更新されないもの	○		
		指定管理者が取得すべき許認可が取得又は更新されないもの		○	
6	事業の内容の変更	県による事業内容の変更	○		
		指定管理者による事業内容の変更		○	
7	県議会議決	議決が得られないことによる延期		○	
8	需要変動	需要の減少による利用料金の減収、需要の増大による管理経費の増大		○	
9	事業の中断又は中止	県に帰責事由がある事業の中断・中止	○		
		指定管理者に帰責事由のある事業の中断・中止		○	
		それ以外のもの		○	
10	施設等の損傷又は修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
		指定管理者が設置した設備及び備品		○	
		上記以外で、法人税法施行令第 132 条に定める資本的支出に該当するもの	○		
		上記以外			○※2
11	損害賠償	県に帰責事由の全部があるもの	○		
		指定管理者に帰責事由の全部があるもの		○	
		上記以外	協議		
12	募集要項	募集要項の瑕疵による損失	○		
13	不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		

※１　「リスク」とは、「事前にその影響を正確には想定できない不確実性のある事象が発生し、その結果、被害又は損失が発生すること」とする。

※２　限度額については、１件あたり 1,000 千円とする。

※３　「不可抗力」とは、風水害、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、戦乱、内乱、テロ、ストライキその他の特異事象とする。

（別紙２）　失格事項

1　県から地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消を受けた日から２年を経過していない団体

2　民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている又はされている団体。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けたものであって、そのものに係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかったものとみなす。

3　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている又はされている団体。ただし、会社更生法第 41 条第１項の更生手続開始の決定(旧更正事件にかかる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けたものについては、そのものに係る同法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった又はなされなかったものとみなす。

4　破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしている又はされている団体

5　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条の規定による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第１項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による整理の開始を命ぜられている団体

6　県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている団体

7　公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体

8　和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納がある団体

9　役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できない団体

⑴　和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

⑵　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

⑶　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑷　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑸　暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

10　役員が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号の規定に該当する者である団体

11　国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

12　県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせる団体
13　県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させる団体
14　前記 12 又は 13 のいずれかに該当する団体となった日から１年を経過しない団体
15　募集公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は複数の申請書を提出し、若しくは県の承認なく申請書等の内容を変更した団体
16　申請書等の内容が、次のいずれかに該当すると認められた団体
⑴　県民の平等な利用の確保ができないもの
⑵　県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
⑶　募集公告において定められた最低点数に満たなかったもの

（別紙３）

和歌山県勤労福祉会館　備品一覧

		品名	数量	備考
会議用机	卓	会議机	26	特別室(8)、特別会議室(18)
会議用机	卓	センターテーブル	1	館長室
会議用机	卓	サイドテーブル	4	館長室(2)、中会議室(2)
応接用椅子	脚	会議椅子	36	特別会議室
応接用椅子	脚	チェアー	4	館長室
応接用椅子	脚	ミーティングチェアー	8	館長室
長いす	脚	ロビーチェアー	5	２Ｆ(2)、３Ｆ(1)、４Ｆ(2)
長いす	脚	ロビーチェアー（テーブル付）	2	２Ｆ(1)、３Ｆ(1)
演台	個	司会台	1	２～３Ｆ
演台	個	演台・花台セット	2	ホール
演台	個	演台	5	多目的室(1)、会議室１～３(1)、特別会議室(1)、ホール(2)
鉄庫	個	クリーンロッカー	1	１Ｆ倉庫
鉄庫	個	クリーンロッカー	3	２Ｆ(1)、３Ｆ(1)、４Ｆ(1)
鉄庫	個	更衣ロッカー	3	更衣室
その他	式	ロールスクリーン	1	喫茶部分窓
その他	枚	ホワイトボード	6	
その他	台	デジタルサイネージ	2	
電話器	個	電話器（デジタルコードレス）	1	
電話交換機	台	電話交換機	1	
ゴミ箱	個	ダストボックス	4	屋外
ピアノ	台	ピアノ	1	ホール
受信機	台	緊急地震速報受信端末	1	
その他	台	大便器温水洗浄便座	4	２Ｆ女子(1)、３Ｆ女子(1)、４Ｆ女子(1)、４Ｆ障害者用(1)
スクリーン	式	電動スクリーン	1	多目的室
スクリーン	式	スクリーン	1	会議室１～３
スクリーン	式	スクリーン	2	ホール
その他	式	手動式昇降バトン	2	多目的室(1)、会議室１～３(1)

※ＡＥＤ(一式)は、一般財団法人和歌山県職員互助会のレンタル(公益事業)により設置

和歌山県勤労福祉会館　消耗品一覧

品名	数量	単称	備考
会議机	251	卓	
会議椅子	16	脚	特別室
椅子	360	脚	［白 前角］
椅子	239	脚	［白 前丸］
椅子	140	脚	［茶］ ２Ｆ
演台	3	個	特別室(1)、中会議室(1)、 ３Ｆ倉庫(1)
カタログ立て	1	個	
案内板	6	枚	［片面］
案内板	5	枚	［両面］
案内板	8	枚	
電話器	9	個	館長室、事務室
ルーター	1	台	
小便器自動洗浄システム	13	台	
ホワイトボード	1	枚	中会議室

（別紙４）　提出書類一覧

ア	指定管理者指定申請書	様式 1-1（コンソーシアムによる申請の場合は「コンソーシアム構成員表（様式 1-2）」もあわせて提出すること。）
イ	失格事項に該当しない旨の宣誓書	様式２
ウ	和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に関する事業計画書及び収支予算書	・事業計画書…様式 3-1（単独用）、3-2（コンソーシアム用）に事業計画内容（様式は自由。ただし、Ａ４縦・横書き）を添付すること。 ・人員配置計画書…様式 3-3 ・稼働率達成目標値提案書…様式 3-4 ・維持運営管理に係る収支予算書…様式４ ・自主事業に係る収支予算書…様式５ ・維持運営管理及び自主事業に係る収支予算書内訳（様式は自由。ただし、Ａ４縦・横書きとする。） ・和歌山県勤労福祉会館の施設利用料金設定表…様式６ ・和歌山県勤労福祉会館管理運営業務チェック表…別紙５（別添１）
エ	団体の概要を記載した書類	組織及び運営に関する事項（本社及び事務所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等）を記載した書類
オ	役員の名簿及び履歴を記載した書類	法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。
カ	団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類	直近２か年分の実績（法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類） ※ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録又はこれに準ずる書類
キ	就業規則、労使協定書並びに労働保険及び社会保険への加入状況を記載した書類	保険料については、確定額及び１年分を納付したことがわかる書類
ク	団体の事業計画書及び収支予算書	当年度分（法人以外の団体にあってはこれらに相当する書類）
ケ	定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類
コ	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	税務署の発行する直近１年間の証明書（ただし、提出日において発行の日から３か月以内のもの）
サ	都道府県税に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の証明書	都道府県の発行する直近１年間の証明書（ただし、提出日において発行の日から３か月以内のもの）
シ	提出書類のうち該当のないものについての申立書	様式７（提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出）
ス	障害者雇用状況調書ほか必要書類	様式８及び障害者雇用を証明する書類等の写し（該当のある場合のみ提出）
セ	障害者就労施設等からの物品等調達状況調書ほか必要書類	様式９及び支払金額等が分かる書類等の写し（該当のある場合のみ提出）

※　ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ス及びセについては、それぞれ正本１部・副本（写し）８部を提出すること。
※　ア、イ、ケ、コ、サ及びシについては、正本１部・副本（写し）１部を提出すること。
※　コンソーシアムによる申請の場合は、イ及びエからセまでについては、構成員ごとに提出すること。

（様式１－１）

和歌山県勤労福祉会館指定管理者指定申請書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

（申請者）
主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例第７条の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（様式１－２）

コンソーシアム構成員表

コンソーシアム名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表となる団体）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

※１　コンソーシアムによる申請を行う場合のみ提出すること。
※２　構成員間で締結した協定書等の写しを添付すること。

（様式２）

宣　誓　書

和歌山県勤労福祉会館指定管理者指定申請を行うに当たり、下記の内容は真実に相違ないことを誓います。

令和　　年　　月　　日

団体の名称

代表者の氏名

記

和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項「13　失格事項」への該当はありません。

（様式３－１）単独用

和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に関する事業計画書

和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理について、事業計画書を提出します。

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

（申請者）
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

（作成者）
担当部署
氏名
電話番号
ＦＡＸ番号

※事業計画内容（様式は自由。ただし、Ａ４縦・横書き）を添付すること。

（様式３－２）コンソーシアム用

和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に関する事業計画書

和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理について、事業計画書を提出します。

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

コンソーシアム名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表となる団体）主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

（作成者）団体の名称
担当部署
氏名
電話番号
ＦＡＸ番号

※事業計画内容（様式は自由。ただし、Ａ４縦・横書き）を添付すること。

（様式３－３）

人員配置計画書

役　職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数など	雇　用　等　の　形　態				年齢層	１週間の従事時間	備　考
			正規	非常勤	委託	その他（具体的に記入）			

※募集要項、仕様書等を確認し、必要な従事者を記入すること。
※配置する全ての従事者について記入すること。
※役職については、会館を管理する上で必要と思われる役職を記入すること。
　ただし、統括管理者、施設管理業務責任者等の責任者については、必ず記入すること。
※能力、資格、実務経験年数等については、実際に配置する予定の従事者を想定の上、記入すること。
※雇用等の形態は、実際に勤務する従事者を想定して該当する欄に〇印を記入すること。
※年齢層は、「２０代」、「３０代」等、目安で構わないので、記入すること。

（様式３－４）

稼働率 達成目標値 提案書

団体の名称： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年度分

1　年間総コマ数　　**開館日数＝**　　**日**　　**…①**

総コマ数＝　**0**　**コマ**　（①×３）　**…②**

2　各施設ごとの稼働率

施設		年間利用コマ数			稼働率（%）（⑤÷②）…⑥
		労働関係者 …③	一般 …④	計（③＋④）…⑤	
2階	多目的室			0	#DIV/0!
	展示室			0	#DIV/0!
	特別室			0	#DIV/0!
	中会議室			0	#DIV/0!
3階	第１会議室			0	#DIV/0!
	第２会議室			0	#DIV/0!
	第３会議室			0	#DIV/0!
	特別会議室（A）			0	#DIV/0!
	特別会議室（B）			0	#DIV/0!
	和室			0	#DIV/0!
4階	ホール（A）			0	#DIV/0!
	ホール（B）			0	#DIV/0!

3　平均稼働率（＝達成目標値）　　**#DIV/0!**　（＝⑥の平均値）

（注）

●コマ数の計算方法：　開館日１日のうち、午前・午後・夜間の各利用単位をそれぞれ１コマとしてカウント

⇒　開館日１日のコマ数は３コマ

⇒　年間総コマ数 ＝ 開館日数 × ３コマ　（…②）

●稼働率の算出方法：

$$\text{稼働率（⑥）} = \frac{\text{年間利用コマ数（⑤）}}{\text{年間総コマ数（②）}}$$

●稼働率（２⑥及び③）：　少数第１位まで記載（少数第２位を四捨五入）

（様式４）

和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に係る収支予算書

団体の名称：

（単位：千円）

	区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	合　計
収入項目	**指定管理料**						**0**
	会館利用料金収入						0
	駐車場利用料金収入						0
	喫茶・厨房部分共益費						0
							0
	収入合計(A)	0	0	0	0	0	0
支出項目	人件費						0
	旅費						0
	消耗品費						0
	燃料費						0
	印刷製本費						0
	光熱水費						0
	整備修繕費						0
	通信運搬費						0
	手数料						0
	保険料						0
	委託費						0
	使用料及び賃借料						0
	備品購入費						0
	公課費						0
							0
	支出合計(B)	0	0	0	0	0	0
収支差(A)－(B)		0	0	0	0	0	0

※指定管理料は募集要項で定める上限額以下としてください。
※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
※積算内訳を別紙に示してください。（様式は自由。ただし、Ａ４縦・横書き）
※上の表に記載のない費目を計上する場合は、適宜、空欄に記入するか、行を追加してください。

（様式５）

自主事業に係る収支予算書

団体の名称：

事業名	
事業概要	

（単位：千円）

	区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	合　計
収入項目							0
							0
							0
							0
							0
	収入合計(A)	0	0	0	0	0	0
支出項目							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
	支出合計(B)	0	0	0	0	0	0
収支差(A)－(B)		0	0	0	0	0	0

※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
※積算内訳を別紙に示してください。（様式は自由。ただし、Ａ４縦・横書き）
※複数の事業を行う場合は、事業ごとに作成してください。

（様式６）

和歌山県勤労福祉会館の施設利用料金設定表

団体の名称（　　）

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例で定める額と異なる利用料金額を設定する場合は、枠を太線にする等の方法により、変更部分がわかるように記載願います。

１　会議室等

（単位：円）

種別			使用区分及び利用料金					
			午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
多目的室		労働関係者						
		一般						
展示室		労働関係者						
		一般						
中会議室		労働関係者						
		一般						
第１会議室		労働関係者						
		一般						
第２会議室		労働関係者						
		一般						
第３会議室		労働関係者						
		一般						
特別会議室（Ａ）		労働関係者						
		一般						
特別会議室（Ｂ）		労働関係者						
		一般						
和室		労働関係者						
		一般						
ホール	Ａ	労働関係者						
		一般						
	Ｂ	労働関係者						
		一般						
	Ａ・Ｂ合室	労働関係者						
		一般						
特別室		労働関係者						
		一般						

１　「労働関係者」とは、労働組合及びこれに準ずるものをいい、「一般」とは、その他のものをいう。
２　この表に定める利用時間を超えて施設を使用する場合は、当該利用料金の１時間当たりに相当する額を、その超える利用時間１時間当たりの利用料金の額とする。この場合において、その超える利用時間が１時間に満たないとき又はその超える利用時間に１時間に満たない端数があるときは、１時間として計算する。
３　多目的室、展示室及びホールを利用する場合において、営利又は営業の宣伝を目的とする催物に利用するときの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

２　駐車場（利用料金設定を自由に記入）

（単位：円）

３　利用料金設定についての基本的な考え方

（別添１）

和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定審査基準

「４ 管理を安定して行う能力　①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか（仕様書に記載した業務要求水準の履行の確保）」に関するチェック表

以下のチェック表により履行が確保されるか確認し、１つでも不適合の項目があれば失格とする。

チェック項目		適合	不適合
１．人員体制	(1)責任者（１名）を配置しているか		
	(2)会館の維持運営管理を適切に実施できる人員体制となっているか		
	(3)責任者の不在時等においても業務に支障が生じることがないよう、適切な対策が講じられているか		
２．安全性確保・危機管理	(1)災害、事故等の未然防止及びその発生時の対応について、適切な対策が講じられているか		
	(2)施設賠償責任保険に加入することとなっているか		
３．人権研修、個人情報の保護に係る対応	(1)人権研修が実施されることとなっているか		
	(2)個人情報の保護について、適切な対策が講じられているか		

（様式７）

申　立　書

令和　　年　　月　　日

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の提出書類についての該当はありません。
（該当のない提出書類の名称）

（該当のない理由）

（様式８）

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請者

（コンソーシアム名）

所在地

名称

代表者職氏名

障害者雇用状況調書（指定管理者候補者公募用）

下記のとおり相違ありません。

記

１　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条に基づく障害者雇用状況報告書の提出の有無　有 □　無 □

２　令和　　年６月１日現在、雇用している障害者の人数　＿＿＿人

添付書類（添付した書類にチェック）

（１）障害者雇用状況報告書の写し　□

（公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、インターネット経由提出の場合不要）

（２）雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し（又は雇用保険被保険者証）　□　＿＿＿枚

（３）次のいずれかの写し

ア　身体障害者手帳　□　＿＿＿枚

イ　療育手帳　□　＿＿＿枚

ウ　精神障害者保健福祉手帳　□　＿＿＿枚

エ　知的障害者判定機関が発行した判定書　□　＿＿＿枚

オ　医師の診断書又は意見書　□　＿＿＿枚

カ　障害基礎年金又は障害厚生年金（１級又は２級）の証書　□　＿＿＿枚

（４）労働契約書等の写し　□　＿＿＿枚

（５）その他　（　　）　□　＿＿＿枚

記載例１

令和　６年　８月２５日

和歌山県知事　様

申請者

所在地　和歌山市小松原通１－１
名称　わかやま元気株式会社
代表者職氏名　紀の国　太郎

障害者雇用状況調書（指定管理者候補者公募用）

下記のとおり相違ありません。

記

１　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条に基づく障害者雇用状況報告書の提出の有無　有 ☑ 無 ☐

２　令和　６年６月１日現在、雇用している障害者の人数　３人

添付書類（添付した書類にチェック）

（１）障害者雇用状況報告書の写し　☑
（公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、インターネット経由提出の場合不要）

（２）雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し　☐　＿＿枚
（又は雇用保険被保険者証）

（３）次のいずれかの写し

ア　身体障害者手帳　☐　＿＿枚

イ　療育手帳　☐　＿＿枚

ウ　精神障害者保健福祉手帳　☐　＿＿枚

エ　知的障害者判定機関が発行した判定書　☐　＿＿枚

オ　医師の診断書又は意見書　☐　＿＿枚

カ　障害基礎年金又は障害厚生年金（１級又は２級）の証書　☐　＿＿枚

（４）労働契約書等の写し　☐　＿＿枚

（５）その他　（　　）　☐　＿＿枚

記載例２

令和　６年　８月２５日

和歌山県知事　様

申請者

所在地　和歌山市小松原通１－１
名称　わかやま元気株式会社
代表者職氏名　紀の国　太郎

障害者雇用状況調書（指定管理者候補者公募用）

下記のとおり相違ありません。

記

１　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条に基づく障害者雇用状況報告書の提出の有無　有 ☐　無 ☑

２　令和　６年６月１日現在、雇用している障害者の人数　１人

添付書類（添付した書類にチェック）

（１）障害者雇用状況報告書の写し　☐
（公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、インターネット経由提出の場合不要）

（２）雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し（又は雇用保険被保険者証）　☑　２枚

（３）次のいずれかの写し

ア　身体障害者手帳　☑　１枚
イ　療育手帳　☐　　枚
ウ　精神障害者保健福祉手帳　☐　　枚
エ　知的障害者判定機関が発行した判定書　☐　　枚
オ　医師の診断書又は意見書　☑　１枚
カ　障害基礎年金又は障害厚生年金（１級又は２級）の証書　☐　　枚

（４）労働契約書等の写し　☐　　枚

（５）その他　（　　）　☐　　枚

（様式９）

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

障害者就労施設等からの物品等調達状況調書

下記のとおり相違ありません。

記

１　評価対象期間における障害者就労施設等への支払金額の合計　¥0

２　１の内訳　次表のとおり

番号	支払日	調達先の名称（支払先）	支払金額	領収証等確認		
				原本あり	訂正なし	突合
				□	□	□
				□	□	□
				□	□	□
				□	□	□
				□	□	□
				□	□	□
				□	□	□

記載要領

１　１枚の領収証等について、番号を１つ付けてください。１枚の領収証等に複数の支払が含まれている場合も同様とし、記載は次のように支払日で行を分けてください。

（記載例）

番号	支払日	調達先の名称（支払先）	支払金額	領収証等確認		
				原本あり	訂正なし	突合
1	R5.8.10	A事業所	10,500	☑	☑	☑
	R5.9.14	A事業所	10,500	☑	☑	☑
	R5.10.5	A事業所	10,500	☑	☑	☑

支払日単位で分けられない領収証等の場合はそのまま使えません。調達先に支払日を別途証明してもらってください。

２　支払日は領収証等記載の支払日を、調達先の名称（支払先）は領収証等を発行した障害者就労施設等の名称を、支払金額は領収証等記載の金額を、それぞれそのまま転記してください。

３　領収証等確認は、原本があって提示できる場合は「原本あり」に、領収証等に訂正が一切無い場合（訂正印の有無にかかわりなく、一切の訂正を不可とします。）は「訂正なし」に、領収証等の記載内容と調書の記載内容が同じであれば「突合」にそれぞれチェックをしてください。

（様式１０）

参　加　申　込　書

和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加したいので、参加申込書を提出します。

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

（提出者）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（担当者）担当部署

氏　　名

電話番号

ＦＡＸ

e - mail

※担当者については、現地説明会に関する連絡窓口となる方を記載してください。

○現地説明会出席者名簿

担　当　部　署	氏　　名

※１　参加人数は、１団体２名までとします。

※２　参加を希望する団体ごとに参加申込書を１部作成してください。
（１枚の参加申込書で複数の団体が参加することはできません。）

※３　提出の際は、不着等を防ぐため、お手数ですが必ず、電話（０７３－４４１－２７９０）により事前又は事後の連絡をお願いします。

（様式１１）

募集に関する質問票

令和　　年　　月　　日

（申請者）
主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

担当者氏名
電話番号
ＦＡＸ番号
ｅ－ｍａｉｌ

和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の募集について、下記のとおり質問事項を提出します。

質　問　事　項

（留意事項）

・提出の際は、不着等を防ぐため、お手数ですが必ず、電話（０７３－４４１－２７９０）により事前又は事後の連絡をお願いします。
・質問事項は、要点を整理して記載してください。
・受付期間： 令和６年８月 27 日（火）～ 令和６年９月 11 日（水）の午前９時～午後５時
・記入欄が不足する場合は、別紙（自由様式）に記入してください。

（別紙５）

和歌山県勤労福祉会館 指定管理者選定審査基準

審査基準	配点	審査項目	個別点
1　県民の平等利用の確保 （確保されない場合は失格）	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10
		計	10
2　施設効用の最大限発揮	40	①施設運営の提案内容が、稼働率の増加に資する内容となっているか	20
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	10
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	5
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	5
		計	40
3　効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える、独自の工夫を凝らした効率的・効果的な内容となっているか（業務改善）	5
		②経費の節減（取組内容・実現性）	5
		小計	10
		③提案額の評価（自動計算）	10
		計（①＋②＋③）	20
4　管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか（仕様書に記載した業務要求水準） ※別添１のチェック表により履行が確保されるか確認し、履行が確保されない場合は失格	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5
		③適正な労務管理の実施が確保されているか	5
		計	20
5　地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか	6
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか	3
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1
		計	10
合計			100

(1)　審査基準１の①及び４の①は、満点か失格で評価する。

なお、審査基準４の①については、別添１のチェック表のすべての項目に適合する場合は満点、１つでも適合しない項目がある場合は失格とする。

(2)　審査基準５の①から③は、次のとおり評価する。

なお、申請者がコンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員全員が評価基準に適合するときに限り、所定の点数を加点する（別添２参照）。

ア　審査基準５の①

(a) 募集公告日時点で、主たる事務所又は本店（当該団体の所在地を指す。以下「主たる事務所等」という。）が県内に所在する。	＋６点
(b) 募集公告日時点で、当該団体の裁判上及び裁判外の一切の代理権を有する代理人を置く事務所（主たる事務所等を除く。）が県内に所在する。	＋３点

イ　審査基準５の②

募集公告日が属する年度の６月１日時点で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している。	＋３点

ウ　審査基準５の③

募集公告日以前１年間において、県内に所在する国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第２条第４項に規定する障害者就労施設等から20万円以上の物品又は役務を調達している。	＋１点

(3)　その他の審査項目は、次のとおり５段階評価する。

	個別点 5点	個別点 10点	個別点 20点
特に優れている。	5	10	20
優れている。	4	8	16
普通	3	6	12
劣っている。	2	4	8
特に劣っている。	1	2	4

なお、選定委員会としての点数の算出方法は、次のとおりとする。
審査項目ごとに、
各委員の採点の合計÷採点した委員の人数（小数点以下の端数処理は行わない。）

(4)　最低基準点は60点とする。

(5)　提案額は次のとおり点数化する。

$$\text{評価点} = \text{配点数} \times \frac{\text{最低提案額}}{\text{その者の提案額}}$$

※小数点以下の端数処理は行わない。

（別添１）

和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定審査基準

「４ 管理を安定して行う能力　①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか（仕様書に記載した業務要求水準の履行の確保）」に関するチェック表

以下のチェック表により履行が確保されるか確認し、１つでも不適合の項目があれば失格とする。

チェック項目		適合	不適合
１．人員体制	(1)責任者（１名）を配置しているか		
	(2)会館の維持運営管理を適切に実施できる人員体制となっているか		
	(3)責任者の不在時等においても業務に支障が生じることがないよう、適切な対策が講じられているか		
２．安全性確保・危機管理	(1)災害、事故等の未然防止及びその発生時の対応について、適切な対策が講じられているか		
	(2)施設賠償責任保険に加入することとなっているか		
３．人権研修、個人情報の保護に係る対応	(1)人権研修が実施されることとなっているか		
	(2)個人情報の保護について、適切な対策が講じられているか		

コンソーシアムにかかる地域・社会貢献の加点について

（別添２）

Ａ団体、Ｂ団体、Ｃ団体で構成されるコンソーシアムＸ（代表はＡ団体）
Ａ団体、Ｂ団体、Ｃ団体全てが評価基準に適合するときのみ加点される。

県内本店の ＋６点

パターン１：　審査基準５の①(a)に該当

Ａ団体	県内本店	Ｘ　＋６点
Ｂ団体	県内本店	
Ｃ団体	県内本店	

1　申請書類は特に要しない。
（登記簿等で確認できれば自動加点）
2　支配人は登記簿で確認
3　商人でない場合は、支配人が置かれることはないが、同等の権限の委任を受けていれば可（委任状が必要）

パターン２：　審査基準５の①(b)に該当

Ａ団体	県内本店	Ｘ　＋３点
Ｂ団体	県内本店	
Ｃ団体	県内支店（支配人）	

→（注）「県内支店（支配人）」の団体を含むコンソーシアムは、他の構成団体のすべてが６点の加点要件を満たす場合（＝「県内本店」の団体）であっても、加点は３点のみ

パターン３

Ａ団体	県内本店	Ｘ　＋０点
Ｂ団体	県内支店（支配人）	
Ｃ団体	県内営業所（支配人なし）	

→（注）「県内営業所（支配人なし）」の団体を含むコンソーシアムは、他の構成団体のすべてが６点又は３点の加点要件を満たす場合であっても、加点なし（０点）

障害者雇用の ＋３点

パターン１

Ａ団体	法定雇用障害者数超過	Ｘ　＋３点
Ｂ団体	法定雇用障害者数超過	
Ｃ団体	法定雇用障害者数超過	

1　申請書類必要
2　該当なければ提出不要
3　法定雇用障害者数 ＜ 雇用している障害者数が要件（＝は×）
4　常時雇用者数 ≧ 40.0人の団体は、ハローワークに書類を出しているので、その書類のみで判定
5　常時雇用者数 ＜ 40.0人の団体は、ハローワークへの報告義務がないので、手帳等＋雇用保険で判定

パターン２

Ａ団体	法定雇用障害者数超過	Ｘ　＋０点
Ｂ団体	なし	
Ｃ団体	なし	

パターン３

Ａ団体	なし	Ｘ　＋０点
Ｂ団体	法定雇用障害者数超過	
Ｃ団体	法定雇用障害者数超過	

物品等調達の ＋１点

パターン１

Ａ団体	物品等の調達あり	Ｘ　＋１点
Ｂ団体	物品等の調達あり	
Ｃ団体	物品等の調達あり	

1　申請書類必要
2　該当なければ提出不要
3　募集公告日を含んで前１年間が評価対象期間
4　証拠書類は、支払った
(1)日付
(2)金額
(3)施設名（必ずしも法人名とは一致しない）
が必要

パターン２

Ａ団体	物品等の調達あり	Ｘ　＋０点
Ｂ団体	なし	
Ｃ団体	なし	

パターン３

Ａ団体	なし	Ｘ　＋０点
Ｂ団体	物品等の調達あり	
Ｃ団体	物品等の調達あり	